

## 富里市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

### 1 改正理由

「令和2年度税制改正の大綱」（令和元年12月20日閣議決定）において、国民健康保険税の軽減措置等について、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。これにより、本条例にも改正を行う必要が生じましたが、緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により同年3月31日に専決処分を行ったものです。

### 2 改正内容

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5千円に改めるとともに、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に改めます。

○改正前 軽減対象所得額 5割軽減 33万円＋（28万円×被保険者数）  
2割軽減 33万円＋（51万円×被保険者数）

○改正後 軽減対象所得額 5割軽減 33万円＋（28万5千円×被保険者数）  
2割軽減 33万円＋（52万円×被保険者数）

※ 7割軽減については変更なし

### 3 施行期日

令和2年4月1日

5割軽減（条例第24条関係）

被保険者数	改正前（所得額）	改正後（所得額）
1人	610,000円	615,000円
2人	890,000円	900,000円
3人	1,170,000円	1,185,000円
4人	1,450,000円	1,470,000円
5人	1,730,000円	1,755,000円
6人	2,010,000円	2,040,000円
7人	2,290,000円	2,325,000円
8人	2,570,000円	2,610,000円
9人	2,850,000円	2,895,000円
10人	3,130,000円	3,180,000円

2割軽減（条例第24条関係）

被保険者数	改正前（所得額）	改正後（所得額）
1人	840,000円	850,000円
2人	1,350,000円	1,370,000円
3人	1,860,000円	1,890,000円
4人	2,370,000円	2,410,000円
5人	2,880,000円	2,930,000円
6人	3,390,000円	3,450,000円
7人	3,900,000円	3,970,000円
8人	4,410,000円	4,490,000円
9人	4,920,000円	5,010,000円
10人	5,430,000円	5,530,000円

改正による影響見込み ※令和2年3月末時点で試算（単位：人・世帯・千円）

	改正前		改正後		差引増減		
	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減	合計
被保険者数	1,887	1,817	1,981	1,776	94	▲41	53
世帯数	973	898	1,007	895	34	▲3	31
均等割額	27,275	10,366	28,624	10,116	1,349	▲250	<u>1,099</u>
平等割額	14,595	5,388	15,105	5,370	510	▲18	<u>492</u>

※2割軽減から5割軽減となる ⇒ 94人（34世帯）

※軽減対象外から2割軽減対象となる ⇒ 53人（31世帯）

※影響見込額 均等割額は約1,099千円 平等割額は約492千円  
合計約1,591千円の軽減額が増となる見込みです。